

遊漁者の皆様へ

令和2年12月漁業法改正により



# 水産動植物<sup>※1</sup>をとることが

# 厳罰化

## されています!!

※1 水産動植物とは、魚介類、海藻類等の水産資源の総称です。

潜水による採捕だけでなく、たこ釣りや磯採集も処罰の対象となりますのでご注意ください。

### 漁業権内外に関わらず、原則、一般の採捕ができない種類 (特定水産動植物)



あわび



なまこ



しらすなぎ  
(令和5年12月から)

3年以下の懲役  
又は  
3,000万円以下の罰金

密漁は違法です!



大阪府 密漁

検索

### 漁業権内で漁業権者の同意なく採捕ができない種類 (漁業権対象種<sup>※2</sup>)



たこ



さざえ



うに



あさり



えむし



わかめ

※2 上図のほか、あわび、なまこ、いせえび、とこぶし、がんがら、かき、てんぐさ、おごのり、ひじき、あかもく (漁業権により異なります。)

100万円以下の罰金

大阪府 / 漁業権

漁業権漁場の位置図、  
内容の詳細はHPで→



大阪府 漁業権

検索

【お問合せ先】 大阪府環境農林水産部水産課 指導・調整グループ 電話：06-6210-9613

令和3年7月作成